平成２８年（フ）第１１３号
宮崎市淀川２丁目７番32号　淀川ビル302号、前住所宮崎市中村西１丁目４番11号　横山ビル202号
債務者　森　　正博
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５７号
宮崎県日向市大字財光寺283番地18
債務者　興梠　修司
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３６号
鹿児島県霧島市国分向花町４番14―603号　ロイヤルシティ奈良田
債務者　新杉龍一郎
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
鹿児島県姶良市三拾町1261番地
債務者　薗田　和明
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
鹿児島県姶良市三拾町1261番地
債務者　薗田　悦子（旧姓船岡）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
鹿児島県出水市高尾野町大久保1249番地１
債務者　平出水美佐子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
鹿児島県薩摩川内市百次町1586番地２
債務者　徳永　裕介
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
兵庫県明石市魚住町西岡2209番地の22
債務者　西中　竜二
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第９５号
兵庫県明石市魚住町西岡2209番地の22
債務者　西中　由美（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
兵庫県神戸市西区王塚台２丁目56番地　フラワーハイツ107号、前住所兵庫県神戸市西区王塚台３丁目35番地の３　レジデンス王塚４号
債務者　藤田　　泰
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
神戸市西区玉津町高津橋134番地の１　マッティーナ神戸壱番館Ｃ―１号
債務者　山本つばさ
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
神戸市西区玉津町高津橋134番地の１　マッティーナ神戸壱番館Ｃ―１号
債務者　山本　　唯
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
兵庫県明石市西明石町４丁目３番24号　ヨーロピアン西明石205号、前住所兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２　37棟502号
債務者　松任谷隆行
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
兵庫県明石市本町１丁目９番９号　シーサイドマンション405号、前住所兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1484番地の120
債務者　加藤　玲雄
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
兵庫県明石市西明石北町１丁目16番25号　明南荘202号
債務者　松山　宜広
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
福島市北矢野目字原田55番地の10ポムポムＧＴ２　202号
債務者　佐久間直樹
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第４５号
福島市北矢野目字白岩11番地
債務者　阿蘇理恵子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
福島地方裁判所